

令和5年度 第1回教科用図書東濃採択地区協議会 会議録

東濃採択地区協議会事務局

I 日 時 令和5年5月12日（金）14:00～15:30

II 場 所 東美濃ふれあいセンター 歌舞伎ホール

III 出席者 委員35名中34名出席（欠席1名）

IV 議事要旨

【進行】東濃地区教育長会長（中津川市教育委員会 教育長）

【事務局】中津川市教育委員会

1 東濃採択地区協議会設置及び開会

(1) 東濃地区教育長会の承認

- ・各市教育委員会は、東濃採択地区協議会規約に基づき、東濃採択地区協議会を設置し、教科書採択を進める。
- ・各市教育委員会は、東濃地区採択協議会にて議決した採択原案を尊重して、教科書採択を行う。

(2) 協議会の招集及び目的等

- ・「教科書図書東濃地区採択協議会規約」及び「令和5年度教科用図書東濃採択地区協議会設置・運営方針」に基づき、本協議会を招集する。
- ・主として令和6年度から使用する小学校用教科書について協議・選定する。

(3) 協議会委員の委嘱

- ・規約第4条及び第5条の規定により、各市教育委員会から選出した7名を（計35名）を協議会委員に委嘱する。

(4) 会の成立の確認及び開会

- ・規約第11条の規定により、会の成立を確認（35名中、34名の出席）する。

2 議 事

(1) 協議会役員の選出及び事務局の設置について

- ・規約第7条の規定により、協議会会長を選出する。
- ・委員が、協議会会長に東濃地区教育会長である中津川市教育長を推薦する。

〈異議なし・承認〉

- ・規約第8条の規定により、会長が、副会長に恵那市教育長を、監査に瑞浪市教育長を指名する。

〈異議なし・承認〉

- ・規約第9条の規定により、事務局を設置する。
- ・委員が、中津川市教育委員会を推薦する。

〈異議なし・承認〉

(2) 協議会の日程及び研究員会について

- ・協議会は、本日（5月12日）と7月19日の2回開催する。
- ・規約第15条の規定により、研究員を置く（11教科13種目 計65名）
- ・第1回研究員会（6月1日）において、会長が委嘱する。
- ・4回の研究員会を通して調査研究を行い、第2回協議会（7月19日）で調査研究結果を報告する。

〈異議なし・承認〉

(3) 採択基準について

- ・「令和6年度使用小学校用教科用図書東濃採択地区基準（案）」の説明。
- ・県教育委員会から示された「令和6年度使用小学校（特別支援学校の小学部を含む）用教科用図書の調査研究資料」の着眼点に東濃独自の着眼点を加え、調査項目（学習指導要領改訂の趣旨及び内容に関すること、岐阜県教育振興基本計画の基本方針に関すること、東濃地区教員及び児童の実態を踏まえた教育の充実に関すること、表現や体裁等に関すること）ごとに整理したものを採択基準（案）とする。

[協議]

会 長：あえて東濃の独自の視点を二つ設けている。この二つの着眼点を設けている理由についてもう少し詳しい説明をしてほしい。

事務局：二つの視点については、東濃地区の実態に応じて設定した。東濃地区は、若い先生が他地区と比べて多い。その教科書を使って指導しようとした時に、若い先生方でもしっかりと指導しきることができるかという視点で選んでいただきたい。主体性については、現行の学習指導要領に主体性を大事にすることが述べられている。自学自習で使いやすい教科書という視点で教科書を選んでいただくことは、子供たちにとっても必要なことだと考え、こちらの観点が用意されている。

委 員：着眼点の「表現や体裁等に関すること」に「障害その他の特性の有無にかかわらず、児童に扱いやすく読みやすいもの」となっているかという項目があるが、この中の重量について、かばんの重みが非常に気になるという保護者の方の意見がある。内容が第一の着眼点になってくるが、子供たちにとって本当に毎日持ち帰るものということと考えたときに、大きさとか厚みとか、重さの観点についても研究委員会の方で論議していただけると大変ありがたい。

委 員：小学校の机の引き出しは二つに分かれている。そのサイズに合うものをとということについてもお願いしたい。東濃地区の独自の二つ目の着眼点に賛同する。なかなか教室に入れられないお子さんが家庭で保護者の方と一緒に勉強したり、ICTを活用したりできるようデジタルコンテンツ等があるとよい。

委 員：教科書が厚く大きくなっているというところで、教科書会社によって電子書籍みたいなものと対応しているところとしてないところがあるとは思いますが、一人一人が端末を持っている状況の中で、電子書籍の対応によって評価を上げるのかどうか。書籍を買おうと自動的にその電子書籍も使えるというような教科書があれば、教科書を学校に置き、家庭ではICTを使って学習ができるようになるとういことかと思った。そういった電子書籍の対応みたいなところでの評価も検討してよいのではないか。

事務局：県の調査の中では、「紙の教科書の調査を基本とする」としている。一方、英語のデ

デジタル教科書については、令和6年度、全ての小中学校を対象に提供されることが予定されている。そのため、英語のデジタル教科書については調査の対象とすることを考えている。また、教科書には二次元コードがついている。県の調査では、各教科書、二次元コードが幾つついているか、その二次元コードが正しくリンクしているのかといった調査でとどまっている。先ほどいただいた意見や、前回の教科書採択の中でも、ICTに関わるご意見が非常に多かった。そこで、今回の調査には、二次元コードの先についても、調査をしていただきたいと考えている。

〈採択基準について 承認〉

3 連絡・依頼事項

(1) 「教科書採択の公正確保」について

- ・教科書発行者と関わりのある人は、教科書採択に関われない。
- ・教科書発行者からいかなる利益供与も受けない。
- ・教科書発行者から個人的に教科書見本を受け取らない。
- ・会議のメンバー及び内容も漏らしてはいけない。(守秘義務) 採択期限である8月31日まで、部外秘となる。

(2) 情報公開について

- ・採択基準等については、9月1日以降、事務局である中津川市教育委員会HPで公開する。
- ・協議委員会の名簿、研究員名簿及び教科書展示会での意見等については、中津川市教育委員会の窓口でのみ公開する。

(3) より主体的な教科書採択に向けて

- ・教科書展示会の期間外でも、各市教育委員会にて教科書見本の閲覧が可能である。
- ・教科書編趣意書や情報公開資料等も参考にしていきたい。

(4) 予算と旅費について

- ・本協議会の運営に係る費用は、各市からの分担金で賄う。

(5) 協議が整わない場合の対応について

- ・採択地区協議会の採択案に賛同できない市教育委員会が生じた場合は、7月31日月曜日までに採択地区協議会長に報告をする。

4 閉会のあいさつ

子供たちが、来年度から使っていく教科書を公正に公平に、そして確実に採択事務を行っていく上では、こういった契約ルール等にのっとり、一つのステップを踏まなければならない。この点についてご了解ご了承いただけると大変ありがたい。